

情報公開・個人情報保護制度の運用状況(元年度)

情報公開・個人情報保護制度は広報課報道・情報公開係(☎5722-9622、FAX5722-8674)、区議会情報公開制度は区議会事務局庶務係(☎5722-9413、FAX5722-9335)

情報公開制度

公正で開かれた区政を推進し、区政への区民参加を促進するために実施しています。

◆情報開示請求・決定状況

請求件数や開示決定状況は表1、請求人の区分は表2のとおりです。開示請求による開示以外にも、情報の公表や提供、会議の公開を進めています。年間で305件の情報の公表、延べ82回の会議を公開しました。

区議会でも、独自に情報公開制度を設けています。元年度は5件の開示請求がありました。

表1 情報開示請求の決定状況

決定状況(件数)					
全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
42	71	3	5	0	121

表2 情報公開請求の請求人区分

請求区分(件数)				
区内在住者	区内在勤者	区内在学者	区内事業者	理由明記者
38	0	2	11	72

情報公開・個人情報保護制度(右コード①)と区議会情報公開制度(右コード②)の運用状況の詳細はホームページでご覧になれます。



① ②

個人情報保護制度

区は、個人情報を扱う業務を、あらかじめ登録することとしています。収集目的・項目を記載した登録簿は、総合庁舎本館1階区政情報コーナーでご覧になれます。

なお、区のシステムに登録されている個人情報は、住民記録に関する情報や住民税に関する情報などがあります。

◆自己情報の開示請求・決定状況

住民票の写しなどの開示決定状況は表3のとおりです。その他、審査請求が1件ありました。

◆個人情報の収集・利用目的の制限

個人情報を収集した目的以外に利用することなどは、①本人が同意している②法令に定めがある③生命の保護などのために緊急かつやむを得ない④情報公開・個人情報保護審議会の承認がある場合を除き禁止されています。

個人情報を利用・提供した件数は表4のとおりです。

また、個人情報を扱う業務の外部委託などについて、情報公開・個人情報保護審議会に計6回、26件諮問しました。

表3 自己情報開示請求の決定状況

決定状況(件数)				
全部開示	部分開示	不開示	不存在	合計
47	34	0	12	93

表4 個人情報保護制度の運用状況

項目	件数	内容				
		本人同意	法令	緊急	審議会承認	審議会一括承認
外部委託	6				6	
外部委託・外部結合	12				12	
外部結合	7				7	
外部提供	55	9	1			45
本人外収集・外部委託	1				1	
目的外利用	13	5				8

太陽光発電システムなど新・省エネルギー設備設置費の一部を助成します



環境保全課温暖化対策係(☎5722-9034、FAX5722-9401)

地球環境に優しい省エネルギー住宅づくりをサポートするため、住宅用新エネルギー・省エネルギー設備の設置費の一部を助成します。

住宅用新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成

対象設備(要件あり)	助成額	助成額の上限
太陽光発電システム	本体価格の3分の1以下	10万円*
家庭用燃料電池システム		5万円
家庭用蓄電システム		5万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器		3万2千円
HEMS(家庭用エネルギー管理システム)		2万円
マンション共用部LED照明		10万円
エコ住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス<ZEH>、東京ゼロエミ住宅)★		30万円

※過去に同じ助成を受けた設備以外で、新たに設置した設備への申請も可

※複数設備の申請可(エコ住宅を除く)

*太陽光発電システムに加えて、ほかの対象設備を申請する場合は、数に応じて1万円ずつ加算

★エコ住宅=断熱や省エネルギー、太陽光発電などを組み合わせて、快適な室内環境を保ちながら、年間の消費エネルギー量を全体で差し引きおおよそゼロにする住宅

設置完了時期 2年1/1~3年1/29(いずれの設備も3年2/12までに設置報告書などの提出が必要)

申し込み方法など

郵便で、3年1/29(必着)までに、環境保全課温暖化対策係(〒153-8573目黒区役所<住所不要>)へ(申請額が予算額を超えた場合は受け付け終了)。要件など詳細は、手続きの手引き(総合庁舎本館6階環境保全課、地区サービス事務所<東部地区を除く>)で配布。ホームページ<右コード>から印刷可をご覧ください



行革計画の元年度取り組み結果をまとめました

経営改革推進課

(☎5722-9457、FAX5722-6134)

行革計画(平成30~令和2年度)では、不断の見直しによる持続可能で質の高い区民サービスの提供と、将来を見据えた経営基盤の確立のための取り組みの推進を基本方針に掲げ、組織・職員数の適正化や人材育成、区有施設の見直しなどの46項目について取り組みました。

取り組み結果の詳細は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階経営改革推進課、地区サービス事務所(東部地区を除く)、住区センター、図書館のほか、ホームページ(右コード)でご覧になれます。

※感染症対策のため、施設が休止する場合があります



消火器の購入・薬剤詰め替えのあっせんをしています



防災課(☎5723-8700、FAX5723-8725)

初期消火は火災の被害を最小限に抑えることができ、消火器はその手段として一番安全な方法です。ぜひ備えましょう。

内容	種類	価格(税込み)
①購入	蓄圧式住宅用粉末ABC消火器・薬剤1.5kg(日本ドライケミカル株式会社製)	1本6,300円
②薬剤詰め替え※	粉末1~3.5kg、強化液2~3ℓ	2,400~6,000円(薬剤の種類と容量による)
③処分	リサイクルシールあり	1本1,000円
	リサイクルシールなし	1本1,500円

※詰め替え不可能な消火器があります。確認のうえ、お申し込みください

申し込み・配達方法

ハガキに、希望内容①~③のいずれか(複数可)を明記のうえ、①③は希望本数、②は薬剤の種類と容量(粉末・kgまたは液体・ℓ)、住所、氏名(ふりがな)、電話を書いて、防災課(〒152-0001中央町1-9-7 防災センター内)へ。

ハガキ到着後10日ほどで、区の腕章を着用した指定業者が事前連絡のうえ、申し込みハガキとともに注文品をお届けします。品物と引き換えに代金をお支払いください。



区や消防署は、今回のあっせん以外に訪問販売は行っていません。不審な販売にご注意ください